

岐阜工業高等専門学校インターンシップ
(校外実習・特別実習) について (ご案内)

本校では夏季休業期間中に本科4年生、専攻科1年生を対象にインターンシップ(本科：校外実習、専攻科：特別実習)を実施しております。

インターンシップを受け入れていただける場合は、下記1～3をご一読いただき、受入要項等を下記宛先へ郵送・FAX・eメール等でご送付いただきますようお願いいたします。

1. 受入について

「インターンシップ受入要項」に必要事項を明記してご送付ください。

なお、貴機関にて同様の情報が記載されているものがございましたら、そちらをご送付いただいても結構です。

インターンシップ(校外実習・特別実習) 受入要項 P2

インターンシップ(校外実習・特別実習) 受入要項 記入例 P3

2. 受入後

実習期間が終了しましたら、「校外実習証明書」(本科学生用)、「特別実習証明書」(専攻科学生用)を作成いただき、下記宛先まで郵送いただきますようお願いいたします。

【本科】校外実習証明書 P4

【専攻科】特別実習証明書 P5-6(両面)

3. (参考) 本校インターンシップ(校外実習・特別実習) 要項

【参考】校外実習要項 P7-11

【参考】専攻科特別実習要項 P12-19

<郵送・問い合わせ先>

〒501-0495 岐阜県本巣市上真桑 2236-2

岐阜工業高等専門学校 学生課教務係

TEL : 058-320-1252 FAX : 058-320-1256

Mail : kyoumu★gifu-nct.ac.jp (★部分を@に変えてください)

インターンシップ（校外実習・特別実習）受入要項

貴社名					
所在地					
責任者	職名			氏名	
事務担当者	職名			氏名	
	電話			E-mail	
本科・校外実習			専攻科・特別実習		
学科名	本校希望人数	貴社受入人数	学科名	本校希望人数	貴社受入人数
機械工学科	名	名	先端融合開発専攻 (機械・電気・電子系)	名	名
電気情報工学科	名	名	先端融合開発専攻 (土木・建築系)	名	名
電子制御工学科	名	名			
環境都市工学科	名	名			
建築学科	名	名			
本科合計	名	名	専攻科合計	名	名
期間	本科	月 日 () ~ 月 日 ()		専攻科	月 日 () ~ 月 日 ()
実習内容					
選考方法				必要書類	
申込方法				申込締切	月 日 ()
受入条件等	実習地				
	交通費	支給なし ・ 支給あり (金額等:)			
	その他				

平成 ○年 ○月 ○日

インターンシップ（校外実習・特別実習）受入要項

記入例

貴社名	〇〇株式会社				
所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇1234-5				
責任者	職名	総務部人事課長	氏名	本巢 太郎	
事務担当者	職名	総務部人事課	氏名	岐阜 次郎	
	電話	123-456-7890		E-mail	〇〇〇〇@〇〇.com
本科・校外実習			専攻科・特別実習		
学科名	本校希望人数	貴社受入人数	学科名	本校希望人数	貴社受入人数
機械工学科	0 名	0 名	先端融合開発専攻 (機械・電気・電子系)	0 名	0 名
電気情報工学科	0 名	0 名	先端融合開発専攻 (土木・建築系)	0 名	0 名
電子制御工学科	0 名	0 名			
環境都市工学科	1 名	10 名			
建築学科	0 名	0 名			
本科合計	1 名	10 名	専攻科合計	0 名	0 名
期間	本科	8月17日（月）～9月18日（金）の間の2週間程度（土日祝除く）		専攻科	月 日（ ）～ 月 日（ ）
実習内容	工事の調査、測量、設計、現場管理に関する業務補助				
選考方法	書類選考→面接→合否		必要書類	・履歴書 ・エントリーシート（WEBからダウンロード可能 http://www.〇〇〇〇.co.jp ）	
申込方法	必要書類を上記事務担当者まで郵送		申込締切	6 月 19 日（金） 必着	
受入条件等	実習地	別紙の実習地一覧のとおり			
	交通費	支給なし ・ 支給あり（金額等：自宅最寄駅から実習地最寄駅までの往復交通費）			
	その他	・実習時間：午前8時45分～午後5時30分（8時間勤務） ・職員宿舎に宿泊可能（1,000円/日） ・作業服貸与あり			

様式1

平成 年 月 日

校外実習証明書

下記のとおり当所において実習したことを証明します。

事業所名 _____

責任者名 _____ 印

学 校	岐阜工業高等専門学校			学科	第	学年		
氏 名		期	平成	年	月	日～	月	日
実習事業場		間	実働		日間			
実習内容								
概 評	評 価	<input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや劣る <input type="checkbox"/> 劣る						
	実習態度についての総合所見							
	出 欠 状 況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退			
		日	日	回	回			
そ の 他 特 記 事 項	今後本人を指導するうえでの参考事項等							

特別実習証明書

岐阜工業高等専門学校長 殿

事業所名 _____

責任者名 _____印

特別実習について、下記のとおり証明します。

学 校	岐阜工業高等専門学校		専攻 第 学年
氏 名		期	平成 年 月 日～ 月 日
特別実習事業場		間	特別実習 日 時間
特別実習内容			
概 評	評 価	<input type="checkbox"/> 非常に優れている <input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 普通である <input type="checkbox"/> 劣っている <input type="checkbox"/> 非常に劣っている	
	実習態度についての 総合所見		
実習報告書の 内容確認	特別実習報告会で発表する報告内容について（承認ならば <input type="checkbox"/> にチェック願います。） <input type="checkbox"/> 承認しています。		
そ の 他 特 記 事 項	今後本人を指導するうえでの参考事項等		

特別実習達成度評価

別紙の説明資料に基づいて、下記の項目を評価ください。

5：非常に優れている 4：優れている 3：普通である

2：劣っている 1：非常に劣っている

実習内容等の関係で評価が不能な場合は 0 としてください。

項 目	達成度評価
技術者倫理を身につけること	
問題抽出・検討能力を身につけること	
協調・管理統率能力を身につけること	
実践能力を身につけること	
報告書作成・プレゼンテーション能力を身につけること	
評価能力を身につけること	
※より適当な評価項目がございましたら、ご記入ください。 また、上記の評価項目で不適当なものがございましたらご指摘ください。	

岐阜工業高等専門学校校外実習要項

制定 平成5年2月25日

(目的)

第1条 校外実習(以下「実習」という。)は、学生に工学上の学術応用を実地で体験させ、併せて技術者としての心構えを養わせることを目的とする。

(計画・実施)

第2条 実習は、研究主事主管のもとに、学科長及び学級担任において計画し実施する。

(実施の期間及び時期)

第3条 実習は、原則として2週間以上(実習日10日以上)とし、夏季休業期間中に行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、夏季休業期間外にかけて実施することができる。

(経費)

第4条 実習に要する経費は、原則として実習に参加する学生(以下「実習生」という。)の負担とする。

(実施責任者)

第5条 実習を円滑に実施するため、学科長を実施責任者とする。

(学級担任の業務)

第6条 学級担任は、学科長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- 一 実習生の受入先事業所等の選定
- 二 実習生の受入先事業所等の実習指導者の指定
- 三 実習生の受入先事業所等への配属
- 四 実習内容、テーマ等に関する指導・助言
- 五 実習における安全管理(傷害保険への加入指導を含む)・就業心得等の事前指導
- 六 実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 七 実習先事業所等との連絡調整
- 八 その他必要な事項

(実地指導)

第7条 学級担任又は学科長等は、必要に応じ実習生に対し、受入先事業所等において実地指導を行う。

(報告)

第8条 実習生は実習終了後直ちに、次に掲げる書類を学級担任を経て学科長に提出しなければならない。

- 一 校外実習証明書(別紙様式第1号)
- 二 校外実習報告書(別紙様式第2号)又は事業所等の書式により事業所等に提出した報告書の写
- 三 実習日誌(別紙様式第3号)

2 実習生は、学科が行う実習報告会に実習内容を発表しなければならない。

(成績評価及び単位の認定)

第9条 所定の実習を終了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第3条に定める実習期間を満了しない場合は、この限りでない。

- 一 実習の成績は、前条各号に定める内容等に基づき総合的に判断し評価する。
- 二 評価は、合格、不合格とし、合格の場合は、実習単位(2単位)を認定する。

2 前項に基づき認定される単位は、卒業要件の単位に含めないものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は研究主事と学科長が協議の上定めるものとする。

(事務)

第11条 実習に関する事務は、学生課教務係が処理する。

附 則(平成5年学校規則第7号)

この要項は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日以後の第 1 学年入学者から適用する。

付 記

この要項は、平成 17 年 3 月 14 日から実施し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

様式1

平成 年 月 日

校外実習証明書

下記のとおり当所において実習したことを証明します。

事業所名 _____

責任者名 _____ 印

学 校	岐阜工業高等専門学校		学 科	第	学 年				
氏 名		期	平成	年	月	日	～	月	日
実 習 事 業 場		間	実働		日間				
実 習 内 容									
概 評	評 価	<input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや劣る <input type="checkbox"/> 劣る							
	実習態度についての総合所見								
	出 欠 状 況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退				
	日	日	回	回					
そ の 他 特 記 事 項	今後本人を指導するうえでの参考事項等								

様式2

平成 年 月 日

校外実習報告書

下記のとおり実習を終了しましたので報告します。

_____ 学科 第 _____ 学年

氏 名 _____

事業所名	
責任者名	
実 習 場 事 業 場	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 実働 _____ 日間
実 習 内 容	

岐阜工業高等専門学校専攻科特別実習要項

制定 平成7年2月8日

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校学則第44条の規定に基づき行う特別実習は、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 特別実習は、企業、官公庁又は大学（海外を含む）において技術体験を通じて実践的技術感覚を体得させるとともに、技術体験で得た成果を学修（特に特別研究）に生かすことを目的とする。

(計画・実施)

第3条 特別実習は、専攻科長及び専攻科長補佐において計画し校長の許可を得て実施するものとする。

2 特別実習を行う学生（以下「特別実習生」という。）は、前項の計画に基づき、特別実習計画書（様式1）を作成し、専攻科長又は専攻科長補佐を経て校長に提出しなければならない。

(実施の期間及び時期)

第4条 学則第44条第3項に定める教室外における40時間は、5日以上に渡って行うものとする。

2 特別実習は、原則として夏季休業期間中に行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、夏季休業期間外にかけて実施することができる。

(経費)

第5条 特別実習に要する経費は、原則として特別実習生の負担とする。

(実施責任者)

第6条 特別実習を円滑に実施するため、専攻科長及び専攻科長補佐を実施責任者とする。

(担当教員の業務)

第7条 担当教員は、専攻科長及び専攻科長補佐の指示のもとに、次の業務にあたる。

- 一 特別実習生の受入先事業所等の選定
- 二 特別実習生の受入先事業所等への配属
- 三 特別実習における安全管理（障害保険への加入指導を含む。）・就業心得等の事前指導
- 四 特別実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 五 特別実習先事業所等との連絡調整
- 六 その他必要な事項

(実地指導)

第8条 専攻科長及び専攻科長補佐は、必要に応じ特別実習生に対し、受入先事業所等において実地指導を行うものとする。

(報告)

第9条 特別実習生は特別実習終了後直ちに、次に掲げる書類を専攻科長又は専攻科長補佐を経て校長に提出しなければならない。

- 一 特別実習証明書（様式2）
- 二 特別実習報告書（様式3）又は事業所等の書式により事業所等に提出した報告書の写
- 三 特別実習日誌（様式4）

2 特別実習生は、専攻科が行う特別実習報告会において特別実習内容を発表しなければならない。

(成績評価及び単位の認定)

第10条 所定の特別実習を終了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第4条に定める特別実習期間を満了しない場合は、この限りでない。

- 一 特別実習の成績は、前条に定める内容等に基づき総合的に判断し評価する。
- 二 評価は、合格、不合格とし、合格の場合は、特別実習の単位を認定する。ただし、専攻科が行う特別実習報告会が未実施の場合の評価は、未定とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、特別実習に関し必要な事項は、専攻科長と専攻科長補佐が協議し校長が定めるものとする。

(事務)

第12条 特別実習に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成15年4月1日から施行する。

2 この改正に伴い、岐阜工業高等専門学校専攻科特別実習取扱内規（平成7年2月8日制定）は、廃止する。

付 記

この要項は、平成17年3月14日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

付 記

この要項は、平成23年10月31日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

付 記

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

付 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

付 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

特別実習計画書

岐阜工業高等専門学校長 殿

_____専攻 第 _____ 学年

氏 名 _____

事業所名	
責任者名	
特別実習 事業場	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 特別実習 _____日 _____時間
特別実習 計 画	

特別実習証明書

岐阜工業高等専門学校長 殿

事業所名 _____

責任者名 _____印

特別実習について、下記のとおり証明します。

学 校	岐阜工業高等専門学校		専攻 第 学年
氏 名		期	平成 年 月 日～ 月 日
特別実習事業場		間	特別実習 日 時間
特別実習内容			
概 評	評 価	<input type="checkbox"/> 非常に優れている <input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 普通である <input type="checkbox"/> 劣っている <input type="checkbox"/> 非常に劣っている	
	実習態度についての 総合所見		
実習報告書の 内容確認	特別実習報告会で発表する報告内容について（承認ならば□にチェック願います。） <input type="checkbox"/> 承認しています。		
そ の 他 特 記 事 項	今後本人を指導するうえでの参考事項等		

特別実習達成度評価

別紙の説明資料に基づいて、下記の項目を評価ください。

5：非常に優れている 4：優れている 3：普通である

2：劣っている 1：非常に劣っている

実習内容等の関係で評価が不能な場合は 0 としてください。

項 目	達成度評価
技術者倫理を身につけること	
問題抽出・検討能力を身につけること	
協調・管理統率能力を身につけること	
実践能力を身につけること	
報告書作成・プレゼンテーション能力を身につけること	
評価能力を身につけること	

※より適当な評価項目がございましたら、ご記入ください。
また、上記の評価項目で不適当なものがございましたらご指摘ください。

平成 年 月 日

特別実習報告書

岐阜工業高等専門学校長 殿

_____専攻 第 _____学年

氏名 _____

下記のとおり特別実習を終了しましたので報告します。

事業所名	
責任者名	
特別実習 事業場	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 特別実習 _____日 _____時間
特別実習 内 容	

特別実習学内作業記録

特別実習 学内作業期日			特別実習（学内作業） 内容	作業場所
日付	時間帯	時間		
合計時間			≥15 時間	